

障害者にやさしいICT機器等の普及に向けて (前回会合の主なご意見)

令和3年9月
情報流通行政局
情報流通振興課

(1) 情報アクセシビリティの確保

社会全体のデジタル化が進められる中、障害の有無等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる包摂的な社会(デジタル活用共生社会)の実現が求められている。このため、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において示された「誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化」の趣旨も踏まえた、情報アクセシビリティの確保の取組の推進が必要。

- 情報アクセシビリティについては、障害者権利条約第九条において効果的なアクセシビリティ施策をとるよう締約国に義務付けており、障害者が健常者と同じようにICT機器等を利用できるように利用者ニーズを踏まえた継続的な環境整備が必要である。
- 障害者権利条約以後の「社会モデル」の考え方においては、アクセシビリティ推進のため働きかけるべき対象は身体の側でなく、社会の側である。社会生活において健常者は既に配慮がされている人、障害者は未だ十分な配慮がされていない人と考えることが適当であり、配慮の平等を実現していくことが必要である。
- 情報アクセシビリティの確保に関しては、我が国には、情報アクセシビリティの環境整備について包括的に規定する法律が現状なく、大型の公共調達においてはアクセシビリティ機能が基準に達していることを要件とするような取組が必要である。

- 情報アクセシビリティは、社会生活のあらゆる面で関わってくるものである。その中でも、①災害(情報伝達のためのハザードマップ改善等)、②就労(テレワーク会議ツールや電子的コミュニケーション等)、③教育(デジタル教科書等)における情報アクセシビリティ確保も重要な課題である。
- 日本は個別ニーズに対応できるような製品を作っていく分野に将来性がある。障害者の個別ニーズに対応できるようなアクセシブルなICT機器等の開発普及を加速化すべきであり、「障害者にやさしいICT機器等の普及」を一つの産業政策であると位置付けることが求められている。

(2) 個別施策の推進(障害者にやさしいICT機器等の普及)

デジタル活用共生社会実現会議の提言を踏まえ、情報アクセシビリティ確保の観点からは、日本版VPATや障害関連情報データベースの整備等の施策を推進。障害者にとってアクセシブルなICT機器等の利活用の推進に関する施策の加速化が重要。

(日本版VPATの普及展開 等)

- 「デジタル活用共生社会実現会議」の提言を踏まえたVPATの策定・活用については、VPATを策定については、まず昨年度末にVPATの様式が完成したことを評価したい。
- VPATの普及の鍵は『デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン』における調達要件への追加であり、当該ガイドラインを主管するデジタル庁と協力して取組を推進することが必要である。
- VPATの構造は複雑であるため、その構造を修正の上、欧米を例に個々の情報アクセシビリティ基準(「視覚なしでの使用」「聴覚なしでの使用」など)を分かりやすく整備することが重要である。

- また、webアクセシビリティ確保の観点からは、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を、スマートフォン時代に対応して改正を検討するとともに、公共機関への普及を一層進めていくことが重要である。

(参考) デジタル活用共生社会推進事業(令和4年度概算要求)

令和4年度要求額 180百万円
(令和3年度予算額 107百万円)

○年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる包摂的な社会(デジタル活用共生社会)を実現すべく、デジタル活用を基軸とした情報バリアフリー施策等を推進。

デジタル活用共生社会推進事業

事業の方向性

人生100年時代にあって、生産年齢人口が減少していく中、ICT活用による障害者の社会参加、高齢者の再活躍の場の創出等を図ることが重要。

→Society5.0時代を支えるIoT、AI等のICT技術が進展する中、デジタル活用を基軸とした情報バリアフリー施策等を推進。

高齢者

- 身体・認知機能の低下への対応
- 生きがい、再活躍の場づくり

障害者

- 日常生活等の支援
- 社会の意識改革(心のバリアフリー)

主な施策

① 情報アクセシビリティの普及促進

- ・障害者に配慮したICT機器・サービスに関する企業による自己評価の仕組み(VPAT)の利用促進策(講習会、webサイト構築、アワード)の推進の他、情報アクセシビリティ普及促進のためのDBの構築や人材育成等に関する取組を実施。

② 公的機関のwebアクセシビリティ対応の推進

- ・公的機関のwebアクセシビリティ向上に関する手順書(みんなの公共サイト運用ガイドライン)について、その改訂に必要な調査や周知の講習会を実施、対応状況の評価ツールの提供などアクセシビリティ向上に向けた取組を実施。

③ 視覚障害者等の読書環境の整備

- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び基本計画に基づき視覚障害者等の電子書籍の利用拡大に向けた課題への技術的解決や流通に係るウェブアクセシビリティ確保に向けた取組を実施。